令 和 6 年 11 月
経 済 産 業 省
産業保安・安全グループ
製 品 安 全 課

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について

1．政令案概要

（1） 改正法について

令和６年の通常国会において成立し、同年６月 26 日に公布された「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第 67 号。以下「改正法」といい、改正法により改正された消費生活用製品安全法を「改正消安法」という。）において、輸入事業者の範囲の明確化（改正消安法第２条第 10 項等）、届出事項への国内管理人の氏名等の追加（改正消安法第６条等）、子供用特定製品の創設（改正消安法第２条第４項等）等に係る規定を設けた。

（2） 本政令における措置について

改正法の施行に伴い必要となる事項を規定することを目的として、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、乳幼児用ベッド及び乳幼児用玩具の子供用特定製品への指定、取引デジタルプラットフォームにおける売買契約の相手方を決定する方法、並びに特定輸入事業者及び国内管理人に対する報告徴収の内容等を規定する。

2．今後のスケジュール

令和６年 11 月１日　政令案に係る意見募集開始
令和６年 11 月 30 日 意見募集〆切
令和６年 12 月下旬　改正政令閣議決定・公布（予定）
令和７年 12 月下旬　改正法及び改正政令同日施行（予定）